

札幌版次世代住宅補助金交付実施要領（一般市民向け）

[平成 24 年 4 月 5 日 都市局市街地整備部住宅担当部長決裁]

（最終改正 平成 31 年 3 月 1 日）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、札幌版次世代住宅補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 5 日都市局長決裁以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この要領における用語は、要綱で使用する例による。

（申請の受付）

第 3 条 要綱第 7 条に規定する補助金交付仮申請書の提出を受けたときは、札幌版次世代住宅補助金交付仮申請書受付番号票（兼抽選番号票）（様式 1）を申請者に交付するものとする。

（補助金交付仮申請に添付する関係書類）

第 4 条 要綱第 7 条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) その他の補助申請に関する申出書（様式 2）
- (2) 落選時における補欠登録申出書（様式 3）（年度の最終申請受付期間に申請し、かつ補欠登録を希望する場合）
- (3) 納税証明書（市町村民税及び道府県民税）
- (4) その他申請内容の確認に必要な書類

（抽選及び補欠登録）

第 5 条 要綱第 8 条第 3 項に規定する抽選を行うときは、抽選日、抽選方法等を公表するものとする。

- 2 補欠登録を希望する者が複数のときは、要綱第 8 条第 3 項に規定する抽選に併せて、補欠として登録するための順位を決める抽選を行うものとする。

（補助金交付仮決定の条件）

第 6 条 要綱第 1 3 条に規定する条件は、次によるものとする。

年度ごとに定める期限までに次の各号に掲げる書類の提出がないとき。

- (1) 札幌版次世代住宅性能評価申請書（札幌版次世代住宅の性能の評価及び表示に関する要綱別記第 1 号様式）
- (2) 札幌版次世代設計適合審査依頼書（札幌版次世代住宅性能評価に係る適合審査事務

取扱要領別記第4号様式)

- (3) 札幌版次世代住宅工事計画書(様式4)

(補助金交付申請に添付する関係書類)

第7条 要綱第14条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事請負契約書(施工事業者の代表者名、代表印のあるもの)の写し
- (2) 札幌版次世代住宅設計確認書の写し又は札幌版次世代住宅設計適合証明書の写し
- (3) その他申請内容の確認に必要な書類

(変更申請書に添付する関係書類)

第8条 要綱第10条第1項及び第17条第1項に規定する関係書類は、次に掲げる書類のうち、当該変更に係るものとする。

- (1) 工事請負契約書(施工事業者の代表者氏名、代表者印のあるもの)の写し
- (2) その他申請内容の確認に必要な書類

(札幌版次世代住宅の認定報告に添付する関係書類)

第9条 要綱第19条第1項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 札幌版次世代住宅認定証の写し
- (2) 申請者の補助対象住宅を住所とする住民票(個人票)(3か月以内に発行されたもの)

(補助金交付請求書に添付する関係書類)

第10条 要綱第21条第1項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 札幌版次世代住宅補助金交付額確定通知書の写し

附 則

この要領は、平成24年4月5日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日）

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この要領は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年2月14日）

この要領は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年3月1日）

この要領は、平成31年3月22日から施行する。

要領様式

要領関係条項	名称	様式
第3条	札幌版次世代住宅補助金交付仮申請書受付番号票（兼抽選番号票）	様式1
第4条	その他の補助申請に関する申出書	様式2
第4条	落選時における補欠登録申出書	様式3
第6条	札幌版次世代住宅工事計画書	様式4